

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S18083 15-018

③施設の情報

名称：若葉荘	種別：児童養護施設
代表者氏名：豊丹生 康仁	定員（利用人数）：51名
所在地：福岡県糟屋郡久山町大字猪野 1610 番地 59	
TEL：092-976-0171	ホームページ： https://www.wakabasou.com
【施設の概要】	
開設年月日 昭和 25 年 10 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人久山福祉協会	
職員数	常勤職員：31名 非常勤職員：6名
有資格 職員数	社会福祉士 2名 医師 1名
	精神保健福祉士 2名 看護師 1名
	介護福祉士 1名 栄養士 1名
	保育士 11名 児童指導員 21名
施設・設備 の概要	（居室数）ユニット居室 6室 （設備等）地域交流室、心理療法室
	地域小規模居室 1（6名） 親子生活訓練室、医務室・静養室

④理念・基本方針

1. 理念

子どもの権利擁護を基本とし、心身ともに健やかな成長と社会的自立を目指した支援を行い、未来へ夢と希望を持ってたくましく生きぬく子どもを育成する。

2. 基本方針

- (1). 安全・安心な生活環境を確保し、一人ひとりの人格を尊重したかわりを持ち、子どもが主体的に日々の生活に取り組んでいけるよう支援していく。
- (2). 施設の小規模化や地域分散化等により、できるだけ家庭に近い落ち着いた雰囲気の中で、愛着関係や基本的な信頼関係の形成を図り、自己肯定感を育みながら子どもの健やかな身体と精神を培っていく。
- (3). 日常生活を通して、基本的な生活習慣や善悪の判断、社会のルール等の自立した社会生活に必要な基礎知識及び人間性や社会性を身につけ、将来子どもが自分らしく生きていけるよう養育・支援を行っていく。
- (4). 児童相談所や市町村等の関係機関とも連携し、子どもと家庭への支援に積極的に取り組み、親子関係の再構築を図っていく。また、地域社会の理解と支援を得て子どもたちを社会全体で育ていけるよう、地域や学校等との連携を深めていく。
- (5). 私たち職員は、子どもたちと真摯に向き合い信頼関係を深めていき、様々な課題を抱えた子どもを理解し養育・支援するために常に自己研鑽に励み専門性を高め、子どもの最善の利益の実現に努めていく。

⑤施設の特徴的な取組

子どもの権利擁護を基本とした養育・支援
○安心・安全な生活環境の確保（みんなの権利を守る委員会等の取組・自然に囲まれた小規模ユニットによる家庭的な環境等）
○自己肯定感を育む取組（音楽等の習い事、ライフストーリーワーク・性教育等）
○主体性を育む取組（ユニット会・自治会・意見箱等）
○基礎学力向上への取組（公文式学習・学習ボランティア・学習塾等の利用）

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年6月1日（契約日）～ 令和3年2月9日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1・中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されていることについて

単年度の事業計画が職員の自己評価の上、職員会でのグループワークを経て作成されています。

2. 子どもの意向や主体性への配慮について

ユニットごとに職員の自由裁量で使える予算が確保され、児童との話し合いの上で予算が執行されています。

3. 権利擁護に関する活動について

権利擁護活動は、「みんなの権利を守る委員会」を中心として研究協議、情報の収集や発信等が行われ、毎月1回開催しています。この委員会は、どこの施設でも起きていた暴力や陰湿ないじめが延々と続くさまを見て、負の連鎖を断ち切りたい強い思いから施設長のリーダーシップのもとで14年程前に立ち上げ、現在も継続して取り組まれています。

4. 職員と一緒に生き立ちを振り返る取組について

ライフストーリーワークに取り組み、子ども一人ひとりについて出生の情報が把握されています。児童相談所、家庭支援専門相談員と連携して、子どもの発達状況等に応じて、適切に真実を伝えるよう努めています。言葉で伝えることが困難な子どもには一人ひとりに紙芝居を作成するなど工夫しています。告知後の変化に対して適切なフォローができるように、職員間で情報を共有して進めています。成長記録アルバムは整理され、誕生日には必ず担当職員と一緒に、成長を振り返る取組を行っています。

5. 退所後の支援の取組について

退所後の社会的自立に向けて、アルバイト等就労体験、宿泊室を利用した一人暮らしの体験では金銭管理、調理実習指導等も実施し、また性教育に関しては、犯罪に巻き込まれないように、外部講師による施設内研修や勉強会が行われ、今後の生活に必要な情報および性に関する手作り冊子「自立のとびら」を渡す等の取組があります。

退所後では、定期的に連絡をとり、生活に必要な品物を送ること、誕生日祝いの手紙を出すなど行っています。また、施設の行事に招待し、卒園生同士や在園生徒の交流の機会となる支援や、記録にも取り組んでいます。

6. 性に関する教育について

性教育については、カリキュラム等が未作成等不十分なところもありますが、マニュアルを作成し、職員も積極的に勉強を行っています。子どもには入所時から生活の決まりとして「プライベートゾーン・パーソナルスペース」などを理解できるように、絵入りの資料を用いて説明が行われています。日々の生活場面では性（生）について子どもの質問に答えるこ

とやプライベートゾーン、パーソナルスペースを守り、他者の性を尊重することや子ども自身が性について考える話し合いに取り組んでいます。

7. 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいること

暴力や不適応行動等の問題が発生した場合は、一人の職員で対応せずに緊急発信ボタンで他の職員に応援を求める体制があります。また子ども間の暴力やいじめについては、生活場面や死角になる場所の点検や管理を行い、必要時には注意し、介入する姿勢で対応します。

被害児童と加害児童の支援について、担当外の職員の協力を得られるなど、施設全体で役割分担する仕組みが作られ機能するように取り組んでいます。権利ノートを作成、定期的な個別面接等を行う等、暴力やいじめの防止に取り組み、支援の状況は記録されています。

◇改善を求められる点

1. 職員の就業状況について

児童養護施設全体の課題だとも思いますが、職員の定着を図り児童との信頼関係が密に築けるような体制の構築が望まれます。

2. 中・長期的なビジョンと計画について

中・長期事業計画は具体的数字等による客観的評価ができる計画とすることが望まれます。

3. アセスメントの課題と自立支援計画について

県内の児童養護施設が共有している自立支援計画票について、施設の養育・支援の取組において、特に具体的な支援内容の設定が不十分で、合議された個別的な取組や実施された養育・支援との連動性は確認できません。さらにサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）の明確化、および自立支援計画票の具体的な支援方法を明示し、支援の実施、評価・見直しが連動するようなPDCAの検討、手順の見直しが望まれます。

4. 子どもに関する記録の管理体制について

記録管理者の責任者が設置され、関係記録の保管場所が決められていますが、個人情報保護規定については内容が不十分で見直しが求められます。改正個人情報保護法やガイドラインに沿った見直しを行い、同時に職員への教育や研修実施、情報開示請求に対応した規程やマニュアル等への取組が期待されます。

5. 子どもの権利擁護に関する取組について

運営理念に子どもの権利擁護を掲げ、みんなの権利を守る委員会を設置し、組織的な虐待防止や日々の養育・支援では権利侵害を発生させない具体的な活動が行われていますが、権利侵害等の気づきを促す取組として、ヒヤリハットの収集・要因分析等が中断されています。

また、思想・信教の自由については、子どもの権利擁護規定や入所の手引等に明記し説明されることが望まれます。

6. 心理的なケアが必要な子どもに対する心理支援について

心理担当者は、担当者職員と連携し、心理療法室のみではなく、子どもの生活場面でも関わりを持ちます。外部講師スーパーバイザーが定期的に支援会議に参加し、場面観察による担当職員へのスーパーバイズが行われています。また、主任、副主任は、担当職員への支援の具体的な教示等を受けて支援を行っています。しかし、心理ケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画にもとづく心理支援プログラム策定およびプログラムに基づく実施状況が不十分で確認できませんので、取組が求められます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価機関により施設全般の管理運営等を客観的に評価・検証していただき、福祉サービスの質向上の気づきを得る貴重な機会となりました。第三者評価によって施設の現状把握と改善課題が明確になり、全職員で共有することができました。

今後は、課題等の改善に向けた具体策を確実に実行していき養育・支援をはじめ施設運営の質の向上を図り、運営理念の実現に努めていきたいと思っております。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ○施設内の掲示板、ホームページ、パンフレットに基本理念を掲載しています。 ○職員会議等で周知が図られています。 ○理念、基本方針は施設が目指す方向や考え方が読み取れる内容となっています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ○施設長は全国社会福祉法人経営者協議会の会員として情報の収集に努めています。会議等で得た情報は職員会議等で共有が図られています。 ○施設長や家庭支援専門相談員が地域の子育てに関する会議の委員として参加して福祉ニーズの把握に努めています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> ○毎年度末に自己評価が行われ、職員間で次年度の実施事項の検討がなされています。 ○事業計画は職員会議で共通理解が図られています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ○小規模化、地域分散化、高機能・多機能に向けた中・長期の計画が策定されています。 ○職員会議で現状や今後の予定について説明を行い、共通認識を図っています。 ○数値目標や具体的な成果等を設定して、実施状況の評価が行える内容となることを期待します。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○単年度の事業計画は、中・長期計画が反映されたものとなっています。</p> <p>○計画策定にあたっては自己評価のグループワークを行い、全職員の共通理解のもと「重点実施事項」が設定され、具体的な内容となっています。</p> <p>○単年度の事業計画は数値目標や具体的な成果を設定して評価が行える内容となることを期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、各種会議等で検討し、全職員参画のもと策定されています。</p> <p>○年度末に全職員で自己評価を行い、その結果をもとに課題を明確にして、次年度の重点実施事項を決定しています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○入所時に生活のしおりや広報誌等で説明をされています。</p> <p>○事業計画をわかりやすく説明した資料を用意する等、子どもや保護者がより理解しやすいよう周知、説明等の工夫が求められます。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>○毎月開催されている支援会議で、継続的な話し合い、振り返り、等の機会が確保されています。公認心理士によるスーパーバイズをもとに支援方法の検討がなされています。</p> <p>○職員は毎年度末に自己評価を行い、それをもとに次年度の重点実施項目が決定されています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○自己評価、第三者評価の評価結果を受けて、明らかになった課題は、事業計画の重点実施事項として位置づけて取り組まれています。</p> <p>○課題については職員参画のもと各種会議で改善策を検討する仕組みがあります。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ○施設長は広報誌や連絡会議等で社会的養護の役割について表明しています。 ○施設長は職員会議や研修会等で自らの役割と責任について表明しています。 ○有事の際の取組や役割分担も明文化して、施設長不在時の権限委任についても明らかになっています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> ○施設長は各種研修に参加して情報の収集に努め、その情報を職員会議等で説明しています。 ○コンプライアンス規程の策定のほか、規程の整備が図られています。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ○施設長は定期的に全職員との面談を行い、職員個人、施設それぞれのニーズ、課題の把握に努めています。 ○職員からの提案を促す仕組みがあり改善に努めています。 ○施設長は外部研修に積極的に参加して自己研鑽に励んでいます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ○施設長は施設の小規模化、地域分散化への取組、専門職の配置や職員の増員等に取り組んで施設機能の向上を図っています。 ○経営協に加盟して積極的に情報の収集をしています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> ○施設として必要とされる、専門職等の人材が確保されています。 ○メンター制度や主任、副主任による面談を実施して、新任職員のサポートを積極的に実施しています。 ○計画にもとづいた福祉人材の確保や、キャリアパスによるきめ細かな育成がよりなされることを期待します。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長が問題意識をもって現在評価制度を作成中で、来年4月より実施予定です。評価制度も若葉荘の業務に合ったものとなっています。</p> <p>○人事評価は今日の福祉施設経営にとって避けては通れない課題です。来年度の実施が待たれます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は全職員と個別面談を行い、職員のニーズの把握に努めています。その結果を主任会議等で検討しています。</p> <p>○職場環境改善会議を定期的開催して働きやすい職場作りに取り組んでいます。</p> <p>○メンター制度を設けて新任職員の困りごとや悩みを解決したり、共有したりする仕組みがあります。</p> <p>○職員の定着を図る意味で働きやすい職場づくりについて更なる充実を期待します。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は全職員と個別面談を行い、職員のニーズの把握に努めています。その結果をもとに各職員の課題等の共有が図られ研修へ繋げています。</p> <p>○目標管理制度等を構築して（現在構築中）、それぞれの職員がキャリアデザインを描けるような人事管理制度の構築が望まれます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○年度末の自己評価、施設長との個人面談をもとにそれぞれの職員について施設内外の研修を実施しています。</p> <p>○施設が職員に求める専門技術や専門資格を明示した年間研修計画を作成して、その計画とそれぞれの職員の階層別研修をリンクさせる等のきめ細かな研修の実施が望まれます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○メンター制度を取り入れて、新任職員へのサポート体制があります。</p> <p>○経験年数やポジションに応じて外部研修へ派遣しています。</p> <p>○研修計画を作成して階層別、職種別、テーマ別等の研修の機会を確保する等のよりきめ細やかな対応が期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習生受け入れマニュアルがあり、学校とも意思疎通が図られています。</p> <p>○実習生の受け入れは福祉人材の育成という社会的責務の一つであるため、実習指導者に対する研修の機会の確保や専門職種等（社会福祉士、精神保健福祉士、看護師）の特性に配慮したプログラムの用意が望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> ○ホームページ、広報誌、パンフレット、施設内掲示板等で情報の公開が行われています。 ○第三者評価の受審結果や苦情・相談についても内容が公表され、運営の透明性を確保する取組が見られます。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○税理士や社会保険労務士と顧問契約をして、専門的立場から定期的な改善点の指摘を受けています。 ○改善点の指摘事項について文書化してできるところから具体的に取組まれることを期待します。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○基本方針に「地域社会の理解と支援を得て社会全体で育ていく」と明記しています。 ○子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすい環境整備に留意しています。 ○子どもと地域の交流は子供会への加入、特養のボランティア活動、資源ごみの回収、PTA役員への就任等、職員も一体となって参加しています。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○ボランティアの受け入れ態勢があり、多彩なボランティアの受け入れ（散髪、絵本の読み聞かせ、学習、清掃）が行われています。 ○施設長や家庭支援専門相談員が学校や教育委員会との協議等に参加しています。 ○ボランティアに対して、子どもとの交流を図る視点等で必要な研修や支援が行われることを期待します。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> ○地域の関係機関・団体と子どもの問題について協議する場に積極的に参加しています。 ○地域の社会資源をリスト化する等、子どものアフターケア等も含めてよりネットワーク化を図られることを期待します。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長、家庭支援専門相談員が町の子育てに関する機関との会議に出席して情報の収集に努めています。</p> <p>○近隣の7市町村とショートステイの契約を結んで実際に受け入れています。</p> <p>○施設の祭に地域の方を招待して交流が図られています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○統括主任が、里親認定に関する研修に講師として参加しています。</p> <p>○社会福祉法人の使命として公益活動が求められています。施設の専門性を活用した子育て相談や施設設備を活用した自然災害等の緊急時の対応等で社会資源としての施設の取組を期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもを尊重した支援は、運営理念や基本姿勢に明示され職員会議等で確認が行われています。また養育支援ガイドにも明記され職員間で共有がなされています。</p> <p>○みんなの権利を守る委員会が組織され、定期的な情報の発信が行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○プライバシー保護について手順書があります。</p> <p>○中高生は個室、小学生は2～3名の部屋ですがパーティションなどを活用して、個別空間の確保に努めています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育支援を必要とする子どもや保護者にパンフレット、生活のしおり、若葉荘の生活等の資料を使って丁寧な説明が行われています。</p> <p>○生活のしおりは低学年の子どももわかりやすい内容となっています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育支援の内容について、イメージしやすいように資料を用いて説明がされています。また書面にて同意を得ています。</p> <p>○意思決定が困難な子どもや保護者についても配慮がルール化され、適切な説明が行われることを期待します。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○措置変更や地域・家庭への移行に当たっては、家庭支援専門相談員を中心に行われています。養育支援の継続性に配慮した関係機関・部署との連携が図られています。</p> <p>○措置変更や家庭移行にあたり、養育支援の継続性に配慮した手順や引継ぎの文書を定め、渡しておく等の配慮が求められています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○定期的に個別面接を実施し、子どもが意見を言う場の確保を行っています。</p> <p>○各ユニットに意見箱（もしもボックス）を置いて意見の把握・集約が行われています。その結果を確実に子どもにフィードバックしています。</p> <p>○定期的に（年1回程度以上）児童・保護者に顧客満足度調査等のアンケートを取って、業務の改善に活かす取組を希望します。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○ホームページ上に苦情の内容の公開がされています。苦情解決の仕組みは入所時、掲示等で説明されています。</p> <p>○意見箱（もしもボックス）や個別面接で得た苦情は施設内で検討して保護者、子どもにフィードバックする仕組みがあります。</p> <p>○子どもや保護者等が苦情の申し出をしやすいような環境整備が望まれます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>○みんなの権利を守る委員会で子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備や周知方法等について検討しています。</p> <p>○個別対応として、個別面接やユニットごとに意見箱（もしもボックス）を設置する等、意見の述べやすい環境が整えられています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの要望や提案は、施設長が全部に目を通し、協議する場、返答内容の確認、返答する職員を指示し、返答に時間がかかる場合は、理由を添えて進捗状況を伝える等、「みんなの権利を守る委員会」が中心となって作成した手順書をもとに実施されています。</p> <p>○日々の子どもの関わりの中で、意見等を把握することに努めていますが、保護者に対しても意見を言い出しやすい工夫の検討や、アンケート実施にあたっては、項目や期間、方法等、手順を決めて実施することが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○外部の侵入者等、非常時の対応が職員に周知されています。設備、遊具等の安全確認・点検も定期的実施され各ユニットの刃物等は、使用後事務所に保管されます。また事故報告の要因分析、改善策・再発防止等の検討、他の施設の事故事例等を挙げて検討すること等が行われています。</p> <p>○施設の安全性の向上のため、中断しているヒヤリハットや BCP 作成等の取組、およびヒヤリハット、事故報告の分類や一覧表作成も期待されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○感染症に対しては看護師・栄養士が施設内研修を行ない、新型コロナの予防対策が適切に行われ、感染症等の手順書も作成されています。</p> <p>○感染症予防と発生時の適切な対応について、災害時の BCP と同様なマニュアルを整備したうえで、発生時の緊急時の対応体制を確立し、実行されることが望めます。さらに季節的な発生、一般的な感染症の予防と発生時の対応策等についても手順書の見直しを行い、内容の充実が望めます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○消防計画にもとづく避難訓練が行われ、消火設備の点検、避難経路、役割などの周知徹底に努めています。災害時の子どもおよび職員の安否確認方法も決められています。飲料水・食料、備品が備蓄されて、リスト化され管理されています。</p> <p>○土砂災害等の影響受けない立地条件であっても、近年の災害の傾向を踏まえ、事業継続計画 (BCP) の作成、地震災害等への初動時の対応や行動基準等を作成し、適切な対策を講じることが望めます。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員基本姿勢および養育支援ガイドが施設の標準的な実施方法として職員に説明が行われています。支援時の留意点やプライバシーに配慮した支援内容が記載され、OJT では養育支援ガイドに沿った指導を行い、日々の支援記録は養育支援ガイドに沿って記載されています。</p> <p>○標準的な実施方法は養育・支援の全般に渡って定め、特に個別的な自立支援計画との関係性、業務手順等、文書の充実が望めます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法の見直しは、随時職員の意見を吸い上げ、また、子どもの提案等も自治会を通じて見直しに反映させ、基本的に1年に1回の見直しが行われています。</p> <p>○見直しは、自立支援計画の状況、子どものニーズに応じた養育・支援内容の変化や新たな知識・技術の導入等を検討する仕組みを定めて行うことが望めます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>○アセスメントを実施し、自立支援計画票作成、実施、評価・見直しは手順書で定めています。子どもと面接を実施し、希望や要望を子どもと共に記入した「個別支援目標設定シート」に基づいて、自立支援計画票の作成を行っています。自立支援計画票は、担当者、関係職員の意見、場合によっては心理専門職の意見等も参考にして、子どもの意向をふまえた自立支援計画票の作成に取り組んでいます。</p> <p>○アセスメント結果から抽出した解決すべき課題（ニーズ）を明示すること、明示された課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映して、支援方法、実施（記録）、評価・見直しがPDCAとして連動して読み取れるように取り組むことが望まれます。なお、評価票は作成されていますが、一部県下の児童養護施設間で共有されている児童自立支援計画票については、課題及び解決するための具体的な養育・支援の方法（内容、期日等）に対応していません。別途作成する等のサービスの質の向上に向けた取組が求められます。</p> <p>○自立支援計画作成は、子どもに理解できる目標として表現すること、作成された自立支援計画の説明を行い、合意や納得を得る取組が期待されます。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画の定期的な評価・見直しは、手順書に定めたとおりに行われています。子どもの意向把握を行い、担当者や関係職員が参加する会議を経て、6ヶ月毎の定期的な見直し、緊急に対応した見直しが行われています。</p> <p>○自立支援計画の内容変更について、日々の支援記録はありますが、実施計画書による連動した変更内容を明確にして取り組むことが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の実施状況の記録、ケース記録等はPCに入力し、ユニット間で共有されています。記録の方法は内部研修等で具体例を示しながら指導が行われるなど、適切な記録方法および共有化への取組を図っています。</p> <p>○ネットワークで情報を共有する場合には、個人情報の観点から記録やアクセス等についての共有化のルールの設定が望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	c
<p><コメント></p> <p>○記録管理者の責任者が設置され、関係記録の保管場所が設置されています。</p> <p>○個人情報保護規定については内容が不十分で見直しが求められます。改正個人情報保護法やガイドラインに沿った見直しを行い、同時に職員への教育や研修が望まれます。また、情報開示請求に対応した規程やマニュアル等の取組が求められます。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>○運営理念に子どもの権利擁護を掲げ、みんなの権利を守る委員会を設置し、組織的な虐待防止や日々の養育・支援では権利侵害を発生させない具体的な取組が行われています。</p> <p>○権利侵害等の気づきを促す取組としてヒヤリハットの取組が望まれます。また、思想・信教の自由について、子どもの権利擁護規定や入所の手引等に明記し説明されることが望まれます。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの権利や人間の尊厳については、入所時に子どもへ説明を行い、その後は年に1回程度権利ノート、プライベートゾーン、パーソナルスペース等の説明資料を基に、ユニットリーダーが子どもの年齢に応じた個別的な説明を行っています。みんなの権利を守る会では子どもの権利について毎月協議を行い、子ども自身の権利と他者を守る意識を育てるように支援を行っています。</p> <p>○子どもが有している権利について具体的な内容を明示して取り組むなど、更なる充実が望まれます。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ライフストーリーワークに取り組み、子ども一人ひとりについて出生の情報が把握されています。児童相談所、家庭支援専門相談員と連携して、子どもの発達状況等に応じて、適切に真実を伝えるよう努めています。言葉で伝えることが困難な子どもには一人ひとりに紙芝居を作成するなど工夫しています。告知後の変化に対して適切なフォローができるように、職員間で情報を共有して進めています。成長記録アルバムは整理され、誕生日には必ず担当職員と一緒に、成長を振り返る取組があります。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○就業規則には虐待防止および、厳正に処分を行う仕組みが作られています。子どもと定期的に個別面接を行い不適切なかかわりがないか確認し、密室や死角の点検を行っています。また、職員に訴えが出来ない場合は、意見箱の活用や権利ノート等に記載した相談窓口を知らせています。施設長はみんなの権利を守る委員会を組織し、新任職員研修時、職員会議など多くの職員が集まる機会に、具体的な例を示し被措置児童虐待防止について周知徹底を図っています。</p> <p>○子どもが自ら訴えることができるように、掲示物の工夫、届出・通告制度についての説明と配布資料等への取組が期待されます。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの意見を尊重しながら行事や余暇時間、生活全般について共に考える支援を行っています。教養娯楽、被服費、日用品費等をユニット毎に予算管理し、子どもの要望に随時対応できる体制をとっています。子どもの状態に応じて、ユニットの予算管理状態や日常生活で具体的に日用品、洋服等の買い物を通じて値段の相場等を知り、計画的な金銭の使い方を学ぶなど経済観念を身につけ、子ども自身が意識して自分の生活に主体的に営むことができるように話し合いをしながら取り組んでいます。</p> <p>○子どもの自治会については、コロナ感染防止で中断されていますが、工夫して再開されることが期待されます。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○入所時は、施設での生活を描きやすいように説明を行っています。入所前は複数の職員との顔合わせをして、事前情報をもとに子どもの好きなメニューを担当職員が調理し、ユニットみんなで歓迎会を行うことや、すぐに必要な日用品は好きなキャラクターや色で揃えたり一緒に買い物に行ったりして、不安の軽減を図っています。施設変更にあたっては、見学を行い職員とのやり取りを通して、次の生活をイメージできる機会を作っています。</p> <p>家庭復帰等退所する際には子どもの保護者にも具体的な相談ができるように窓口になる職員を伝えています。また、児童相談所には退所後の支援体制の整備、および若葉荘の役割分担について依頼しています。退所した子どもや保護者と連絡をとったり、相談を受けたりすることも行われています。</p> <p>○入所までの人的な絆の継続性についての取組が期待されます。</p>		

A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○リービングケアとして、退所後の社会的自立に向けて、アルバイト等就労体験、宿泊室を利用した一人暮らしの体験と金銭管理、調理実習等も実施しています。性犯罪に巻き込まれないように、特に性（生）教育に関しては外部講師、担当職員との個別の勉強会を行っています。アフターケアでは、退所の際には一人暮らしに役立つ冊子「自立へのとびら」を作成し渡されている。定期的に連絡をとり、生活に必要な品物を送ることや、誕生日祝いの手紙を出しています。施設主催の行事に招待し、卒園生同士や在園生徒の交流が行われ、アフターケア記録に記載する取組があります。</p> <p>○自立支援計画に位置づけたリービングケアの取組が望まれます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○ユニットでは、子どもがいる時間帯には職員の配置を多くするなど、子どもとの関わりや気配りが密にできるようにしています。職員は成育歴、家庭での生活状況等を把握することにより、子どもの表出した問題行動等の背景を理解するよう努め、日々の支援において子どもとの信頼感、愛着形成が醸成されるように取り組んでいます。</p> <p>○自立支援計画への課題の明確化と支援の具体的な方法等への取組が望まれます。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築するを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員基本姿勢の「子どもと共になるべく近くで」を基本とし、不必要に施設や職員の考えを子どもに押し付けないようにして、個別の支援を念頭に、一緒に考え、意欲や自信を引き出す支援が行われています。夜間は、宿直及び夜勤を3名体制でおこない、特に幼児ユニットでは、夜目覚めても安心できるように、子どもたちと同じフロアで寝ています。</p> <p>生活の決まりごとは、「生活のしおり」に記載されていますが日課表とともに、その日の状況に合わせた柔軟な対応が、ユニット担当職員の裁量範囲内で行っています。職員は、日々の支援において子ども一人ひとりの基本的欲求を把握して養育・支援を行い、愛着関係の構築に努めています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもを信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員と子どもが協力した主体的なユニット運営に取り組まれています。ユニット会の意見は行事等に反映させ主体的な行動を促しています。発達段階に応じてできる事ややらなければならないことについては、子ども自身が行えるように適切な声かけを行っています。</p> <p>将来を踏まえた身辺の自立や進路等に関して、過干渉にならないように注意や見守りを行いながら、自身で身辺管理や問題解決ができるように図っています。</p>		

A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○各ユニットには、子どもの年齢や発達状況に応じた絵本・図書、遊具等があり、学習の意欲や向上に繋がる参考書、問題集は個人所有です。グラウンドや屋外の遊具も整備され、好きなスポーツに励むことやゲームなど楽しく遊べる環境づくりをしています。学校の友達も一緒に遊ぶことも受け入れていましたが、コロナ禍で中断されています。職員も一緒に遊びながら、子どものコミュニケーションや協力、順番等が守れないなど、難しい子どものタイムリーな支援を行っています。ボランティアを受け入れており、読み聞かせは長期継続されています。</p> <p>○年齢や発達状況、課題に応じたプログラム作成が期待されます。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○地域行事に参加する際は、子どもが地域の方へ顔を見せ挨拶することから始めています。アルバイト就労を通して上下関係等社会の仕組みを学び、外出や買い物等で公共交通機関を利用しながら交通マナーやルールを守って事故を防止する等の支援を行っています。子どもたちはパソコンでインターネットを使い、必要な年齢になれば携帯電話も使用することから、外部講師による消費者被害にあわない携帯電話の安全な使い方を学びます。また自身の健康について年齢や発達に応じた自己管理ができるように支援を行い、基本的習慣の確立や医療機関へのかかり方等、子どもたちが実感できる生活の中で取り組んでいます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>○食事は調理室で調理したものをユニットで継ぎ分けます。塾や部活動、アルバイトなどで帰宅が遅い場合は、温めなおしや、冷蔵庫で冷やして提供されています。残食の状況は栄養士に伝えています。栄養士は委託先の栄養士と連携し食事に関するアンケートの実施、献立や調理等の改善、また弁当づくり、子どもの体調、アレルギー配慮した個別の調理等を行います。ユニットで調理やおやつ作りをする場合は、子どもの能力に応じて全員が役割を持って参加できるように配慮しています。また、畑の野菜を使つての調理をすることや、食育だよりに取り組んでいます。</p> <p>○日常的に食材の買出しから後片付けまで触れられる機会を設けるなど、食生活に必要な知識及び技能を習得する等の食育への取組が期待されます。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○個人の衣類はタンスなど個別化して管理されています。自身での管理が難しい子どもには、清潔で体に合い、季節に合ったもの、TPOにあった適切な身だしなみをするを念頭に、一緒に衣類の整理も行っています。アイロンかけや補修等は子どもに見せながら行います。高年齢児は、好み、個性に合うものを自身で選ぶので、鏡に映した姿を見ながら考えるようにと伝えています。子どものこだわりにも関心を持ちながら、個性を尊重する支援を行っています。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>○1ユニットに8人以下の少人数で生活しており、中学生以上は個室ですが、小学生は個室および複数で生活しています。居室が共有の場合でもパーテーション等で仕切るなど、プライバシーに配慮して、安心して生活ができる居場所づくりに努めています。各ユニットの食堂・リビングは破損や修理が必要な個所はなく、掃除は毎日、大掃除も年2回、子どもたちには将来に向けて整理整頓や掃除の習慣が身につくように行わせています。日用品等、毎日使用するものは基本的に個人所有となっています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○栄養アセスメント、身長体重管理カード、個人カルテ、健康管理記録等を整備し、看護師・栄養士、職員が子どもの健康に連携して関わっています。職員は、毎朝の検温や起床時の様子、排便の状態等、日頃から子どもを注意深く観察して、変調に気づくように努めています。看護師は、医療機関と連携し医療的な配慮が必要な子ども、アレルギーがある子どもの個人カルテを作成し学校とも情報を共有するとともに、子どもへの説明や服薬管理等を行っています。</p> <p>○子どもがかかりやすい病気、季節的に注意したい病気、予防や早期発見について、看護師を中心とした定期的な学習会等の取組が望まれます。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>○性教育については、マニュアルを作成し、職員も積極的に勉強を行っています。子どもには入所時に絵入りの資料を示し、プライベートゾーン、パーソナルスペースなどを理解できるように説明等を行い、生活場面では性について子どもの質問に答えることや具体的な話し合いも行われています。リビングケアの一環として、外部講師による施設内研修を行い、子どもと職員と一緒に考える機会にしています。また、卒園生には、今後の生活に必要な情報と共に、性に関することも編集した冊子を渡しています。</p> <p>○年齢、発達の状況に応じたカリキュラム作成した取組が期待されます。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○組織された「みんなの権利を守る委員会」は、職員会議や施設内研修でも具体的な例を示し、いかなる状況でも子どもの人格を否定するような言動は許さないことの周知徹底を図っています。子どもの暴力や不適応行動等の問題が発生した場合は、みんなの権利を守る会が中心となって、子どもの問題の要因を分析し、必要であれば児童相談所、警察署、専門医療機関等と協議を行い、子どもの最善の利益にかなうよう組織全体で取り組む仕組みづくりが行われています。</p> <p>○自立支援計画に課題・目標及び職員間で共有する内容や対応等について記載されることが望まれます。</p>		

A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じ ないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○暴力や不適応行動等の問題が発生した場合は、一人の職員で対応せずに緊急発信ボタンで他の職員に応援を求める体制があります。また子ども間の暴力やいじめについては、生活場面や死角になる場所の点検や見守りを行い、必要時には注意し、介入する姿勢を持っています。被害児童と加害児童の支援について、担当外の職員の協力を得られるなど、施設全体で役割分担する仕組みが作られ機能しています。その他にも権利ノートを作成し説明すること、定期的な個別面接等を行う等、暴力やいじめの予防対策が行われています。</p> <p>児童相談所、学校等とも連携して情報の共有が図られ、対応した支援については具体的に記録されています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を 行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○心理士は、担当者職員と連携し、心理療法室のみではなく、子どもの生活場面でも関わりを持ち、心理的側面からの支援を行っています。大学教授が定期的に支援会議に参加し、場面観察による担当職員へのスーパーバイズが行われています。また、主任、副主任は、担当職員への支援の具体的な教示等を受けて支援を行っています。</p> <p>○心理ケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画にもとづく心理支援プログラムおよびプログラムに基づく実施状況が確認できませんので、取組が求められます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を 行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○居室の机以外にも学習できる場所がいくつかあり、子どもは学習に集中できる場所で勉学に励んでいます。施設では、基礎学力の向上等に取り組み、学習塾等での学習、通塾も促しています。通塾が難しい場合は、家庭教師を受け入れています。担任教師には子どもの能力にあった宿題等をお願いすることがあります。家庭支援専門相談員も積極的に関わり、障害のある子ども等は学校と連携を図りながら、より学習環境にあった特別支援教育が受けられるように支援を行っています。家庭支援専門相談員は教育委員会にも参加して町の教育に関する協力や情報収集等を行っています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができる よう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○進学を希望する場合には、自身で希望先の情報収集ができるように支援しています。進学後の生活等についても具体的に考えられるように、奨学金等の資料や判断材料を示し資金計画を立てることや、進学後の生活が楽しいばかりではないことも話し合い、施設はいつでも相談できる場であることを伝えていきます。社会的養護自立支援事業との繋がりはありますが、進路決定後の失敗、中退や不登校等の例はなく、事例が発生した場合は、子どもの最善の利益に基づき、措置継続や延長等必要な支援については児童相談所、保護者等と検討し実施されます。また、進路支援について積極的に取り組んでいます。</p> <p>○進路については本人や関係者の意見を踏まえて自立支援計画に記載し、十分な情報提供を行う支援が望まれます。</p>		

A㉓	A-2-(9)-㉓ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○高校生にはアルバイトを奨励しており、情報誌でバイト先を選び、アルバイトを通じた社会経験を行っています。アルバイトや実習先で、自身の適性を知ることや、人間関係や責任を学ぶ等、社会の仕組みを実感できる機会を設けています。可能な限り学校とも連携し、実習期間には職員も職場を訪問し、担当者と面談し、評価を共有するように努めています。仕事の継続に向けた支援や、社会人の先輩として仕事を通じた話やアドバイス等も行っていきます。</p> <p>○社会経験の拡大に向けた計画的な準備と支援が望まれます。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-㉔ 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○入所の際に、家族との相談体制等を伝えており、対応の難しい家族に関しては主任副主任が相談の継続を行い、問題がない場合は、担当職員が保護者と面談することや、学校行事などの連絡を入れるなど、家族に積極的な参加を促しています。外出泊の場合は家族と子どもの関係づくりの様子や不適切なかかわりの発見に努めています。児童相談所に相談し、定期的に子どもとの面接も行われています。</p> <p>○保護者への家庭支援専門相談員の役割や窓口、支援方針等の説明や周知に積極的に取り組まれることが望まれます。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉕	A-2-(12)-㉕ 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭支援専門相談員を中心に児童相談所、保護者との協議を行い、家族再構築に向けて取り組んでいます。家庭の状況に応じて、学校行事や外出泊、面会など、担当職員からも家族へアプローチし、保護者が積極的に子どもたちに関わり、親子関係の改善や再構築の機会となるように努めています。</p> <p>○家庭支援専門相談員を中心に、親子関係の再構築の課題を絞り込み、児童相談者との合意形成や連携等、家庭支援を積極的に行うことが期待されています。再構築に向けた支援計画を明確にして、施設全体で共有化する取組が期待されます。また家族交流の宿泊施設の積極的な活用が望まれます。</p>		